大津市内で事業を行っていますか？
（算定期間末日の状況でお考えください）

※算定期間末日…法人―決算期末日
個人―12月末日

行っている

行っていない

課税対象となりません

※前事業年度に課税の場合、申告のみ必要となります
（免税点以下申告）

資産割・従業者割の免税点を算定期間末日で判定します

【資産割の免税点の判定】

（事業所床面積－非課税床面積）が
1，000㎡を超えますか？

※賃借している面積も含めます

【従業者割の免税点の判定】

（従業者総数－非課税の従業者数）が
100人を超えますか？

超える

超えない

超えない

超える

みなし共同事業に該当し、特殊関係者の事業に係る事業所等の事業所床面積および従業者数を含めたとき、1，000㎡または100人を超えますか？

※みなし共同事業…特殊関係者と同一の家屋（建物）で事業を行う場合、共同事業とみなされます

超える

該当しない
超えない

超える

課税対象となりません
ただし、**800㎡以上または80人以上の場合**は**申告のみ必要**です

資産割が課税となります

従業者割が課税となります

以下の算式で資産割と従業者割の税額を求めます

〈課税標準の算定〉
課税標準床面積＝
事業所床面積－非課税床面積－特例控除床面積

〈資産割の計算〉
課税標準床面積×600（円／㎡）

〈課税標準の算定〉
課税標準従業者給与総額＝
従業者給与総額－非課税従業者給与総額－特例控除従業者給与総額

〈従業者割の計算〉
課税標準従業者給与総額×0．25／100

資産割額　＋　従業者割額　＝　事業所税額　（合算後に100円未満切捨て）